

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年3月10日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月10日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- 1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域
一般国道8号 黒部市堀切884番1 から
同市堀切2213番 まで

図面縦覧場所
北陸地方整備局及び
同局富山河川国道事務所

- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日 令和4年3月11日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年3月10日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月10日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- | | |
|---|---|
| <p>1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域
一般国道49号 新潟市中央区美の里261番4 から
同市中央区美の里259番5 まで</p> | <p>図面縦覧場所
北陸地方整備局及び
同局新潟国道事務所</p> |
| <p>2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> | |
| <p>3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。</p> | |
| <p>4 占用の制限の開始の期日 令和4年3月11日</p> | |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年3月14日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月14日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- | | |
|---|---|
| <p>1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域
一般国道116号 燕市吉田西太田字札木1602番3 から
同市吉田大保町1075番1 まで</p> | <p>図面縦覧場所
北陸地方整備局及び
同局新潟国道事務所</p> |
| <p>2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> | |
| <p>3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。</p> | |
| <p>4 占用の制限の開始の期日 令和4年3月15日</p> | |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年3月17日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月17日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道470号

輪島市三井町洲衛壺参部14番1 から
石川県鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦壺八1番1 まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び
同局金沢河川国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和4年3月18日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年3月18日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- | | |
|---|---|
| <p>1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域
一般国道17号 長岡市東川口字大島1843番1 から
同市東川口字大島1842番1 まで</p> | <p>図面縦覧場所
北陸地方整備局及び
同局長岡国道事務所</p> |
| <p>2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> | |
| <p>3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。</p> | |
| <p>4 占用の制限の開始の期日 令和4年3月19日</p> | |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年3月18日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- | | | | |
|---|------------|---|------------------------|
| 1 | 道路の種類及び路線名 | 占用を制限する区域 | 図面縦覧場所 |
| | 一般国道17号 | 新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山国有林80林班ぬ小班 から
同町大字三国字三国山国有林80林班り1小班 まで | 北陸地方整備局及び
同局長岡国道事務所 |
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日 令和4年3月19日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年3月18日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

- | | | | |
|---|-----------------|---|------------------------|
| 1 | 道路の種類及び路線名 | 占用を制限する区域 | 図面縦覧場所 |
| | 一般国道8号
及び17号 | 新潟市南区上塩俵字タフ1937番2 から
同市南区上塩俵字道上1254番1 まで | 北陸地方整備局及び
同局新潟国道事務所 |
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日 令和4年3月19日